

平成30年5月7日

航空局操縦職員の募集

1. 職 種 : 国土交通省航空局操縦職員

2. 配 属 先 : (1) 運航審査官又は航空事業安全室専門官
(2) 航空従事者試験官
(3) 運用課(飛行検査業務)

3. 待 遇 : 国家公務員(専門行政職)

4. 応 募 資 格 :

(1) 運航審査官又は航空事業安全室専門官

下記の①～③の全てに該当する者であること

- ① 昭和37年4月2日以降に生まれた者
- ② 高等学校卒業以上の学歴を有する者、高等専門学校の第3学年の過程を修了した者又は高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定)に合格した者等で高等学校卒業者と同等と認められる者
- ③ 次の技能証明等の全てを有する者
 - ・ 定期運送用操縦士技能証明(飛行機)
 - ・ 航空運送事業の用に供する耐空類別輸送Tの飛行機の機長として3年以上及び600時間以上の飛行時間を含む飛行機による2,000時間以上の飛行時間
 - ・ 航空無線通信士の資格
 - ・ 有効な第一種航空身体検査証明

(2) 航空従事者試験官

下記の①～③の全てに該当する者であること

- ① 昭和37年4月2日以降に生まれた者
- ② 高等学校卒業以上の学歴を有する者、高等専門学校の第3学年の課程を修了した者又は高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定)に合格した者等で高等学校卒業者と同等と認められる者
- ③ 飛行機又は回転翼航空機に係る次の技能証明等の全てを有する者
 - ・ 定期運送用操縦士技能証明又は事業用操縦士技能証明及び陸上多発の等級限定、計器飛行証明

- ・ 機長として600時間以上の飛行時間を含む2,000時間以上の飛行時間
- ・ 航空無線通信士の資格
- ・ 有効な第一種航空身体検査証明

(3) 運用課（飛行検査業務）

下記の①～③の全てに該当する者であること

- ① 昭和43年4月2日以降に生まれた者
- ② 高等学校卒業以上の学歴を有する者、高等専門学校の第3学年の課程を修了した者又は高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）に合格した者等で高等学校卒業者と同等と認められる者
- ③ 次の技能証明等の全てを有する者
 - ・ 定期運送用操縦士技能証明（飛行機）、又は事業用操縦士技能証明（飛行機）及び陸上多発の等級限定、計器飛行証明
 - ・ 航空無線通信士の資格
 - ・ 有効な第一種航空身体検査証明

5. 採用予定数 : 2.(1)(2) 各3名
2.(3) 1名

6. 採用予定日 : 2.(1)(2) 平成30年10月1日から平成31年4月1日までの間で指定する日（採用予定者との調整により決定します。）
2.(3) 平成30年11月1日から平成30年12月1日までの間で指定する日（採用予定者との調整により決定します。）

7. 勤務予定地 : 2.(1)(2) 東京又は大阪
2.(3) 中部地区（中部国際空港）

8. 応募方法 : 下記の書類を郵送すること（直接持参することも可）

- (1) 履歴書（写真貼付）
- (2) 技能証明書等の写し
- (3) 航空経歴書及び飛行日誌（Logbook）の最新の飛行時間50時間を含む部分を光学的方法により複写したもの
- (4) 有効な航空身体検査証明書（第一種）の写し
- (5) 「航空安全行政にかかわる操縦士の役割について」と題する作文（自筆による800字以内）
- (6) 返信用封筒（定型、切手392円を貼付）に住所・氏名を明記したものを同封（可否通知用）

(7) 締切日 平成30年6月8日(金) 必着

※郵送の場合、封筒の表に「航空局操縦職職員応募書類 在中」と朱書きして下さい

9. 選考方法 : (1) 一次選考: 書類審査

(2) 二次選考: 面接試験

- ・ 試験日 平成30年6月28日(木)又は29日(金)
- ・ 試験会場 東京(中央合同庁舎 3号館 会議室)

(3) 三次選考: 模擬飛行装置による実技審査

- ・ 試験日 平成30年7月12日(木)又は13日(金)
- ・ 試験会場 東京都内

10. 書類提出先 : 国土交通省航空局安全部運航安全課募集担当

(問合わせ先) 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

(電話) 03-5253-8111 (内線50312)

11. その他 : (1) 応募書類は合否の結果によらずお返しできません

(2) 採用に当たっては現在所属する会社等の同意書が必要です

(3) 下記に該当する場合は、この試験を受けることができません

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む)
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上